個別現地訪問支援補助金チェックリスト

•• チェック ▽	
	下記の事項に関して、確かに確認しました。
	氏名
事 :	************************************
音	類の作成について
チェック ☑ ——	
	わかやま移住定住支援センター(東京)で、面談の上、必要書類を作成 してください。(行程を確認します。)
	自宅から最初の目的地(補助対象地域)までの行き方及び交通費を事前に 調査の上、申請してください。
	●経済的かつ合理的なものに限ります ●有料特急や指定席・自由席の利用等、事前によく確認してください。
現	地での活動について
チェック☑	
	全行程のうち、半数以上を補助対象活動に充ててください。
	現地では、活動の成果を記録してください。(訪問をした先輩移住者や 地域の関係者の氏名や見学した空き家の住所等)
	現地案内の関係者への迷惑行為はしないでください。現地案内を中止したり、 補助金を受けられなくなる場合があります。
補	助額について
チェック	$\overline{\mathbf{v}}$
<u> </u>	補助できるのは、 <u>往路の鉄道・空路</u> で、 <u>「領収書」で確認できる交通費</u> のみです。帰路やバス・レンタカー・自家用車・タクシー等は対象外です。 ●往路分の額が確認できないパック旅行等は、利用不可。
	領収書の受領が可能な方法で、きっぷ・航空券を取得してください。 <u>領収書が無い場合や確認できない場合は、補助を受けることができません。</u> ●交通系ICカード等を利用する場合、領収書の発行が可能かを利用する 鉄道会社等に、事前に確認してください。
/ お問	合せ先 わかやま移住定住支援センター(東京) TEL 03-6269-9883 メール wakayama1@furusatokaiki.net

申請書類の作成・提出について

東京窓口にて現地訪問の計画・行程調整

(1) 訪問前の申請書類提出(訪問約10日前まで)

提出書類

(1)-① 和歌山県個別現地訪問支援補助金交付申請書

(左上に『別記第1号様式(第4条関係)』と記載の書類)

- ・【添付書類】補助対象者全員分の現住所を確認できる証明書(運転免許証、住民票等)
- ・住所は、住所地確認書類と同一の住所を記入してください。(番地やマンション名等の書き方注意)
- (1)-② 活動計画書(左上に『別記第1号様式(第7条、第9条関係)』と記載の書類)
 - ・航空利用の場合は、航空券の額が分かるもの(予約完了時の画面コピー等)を添付してください。
- (1)-**③ 債権・債務者登録申出書**(Excel様式)
 - ・補助金の交付は銀行振込ですので、口座情報を登録するための書類です。
- (1)-4 個別現地訪問支援補助金チェックリスト
 - ・内容を確認し、条件を満たしていれば□に図をいれてください。

現地での活動

(2) 訪問後の書類提出 (訪問後30日以内)

提出書類

(2)-(1) 和歌山県個別現地訪問支援補助金**実績報告書**

(左上に『別記第2号様式(第13条関係)』と記載の書類)

- ・【添付書類】旅費を証明する<u>領収書のコピー</u>
- ・住所は、住所地確認書類と同一の住所を記入してください。 (番地やマンション名等の書き方注意)
- (2)-② 活動実績報告書 (左上に『別記第3号様式 (第10条関係)』と記載の書類)
 - ・移住推進市町(地域)での補助対象活動分のみ記載してください。
- (2)-③ 和歌山県個別現地訪問支援補助金交付請求書

(左上に『別記第3号様式(第16条関係)』と記載の書類)

※申請した内容に変更がある場合は、速やかに、わかやま移住定住支援センター(裏面)まで ご連絡ください。